

神奈川県求職者支援訓練 令和5年度認定規模

【R4.12.22】

1. 内訳

(単位:人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基礎コース	120	120	90	60	50	60	75	75	70	70	60	66	916
実践コース	260	260	180	155	100	65	135	115	100	95	85	66	1,616
介護系 (05 介護福祉分野)	50	50	20	20	20	20	30	30	30	30	20	20	340
デジタル系 (02 IT分野)	30	30	30	30	30	15	15	15	15	15	15	15	255
(11 デザイン分野のうち WEBデザイン系コース)	30	30	30	30	10	10	15	15	0	0	0	0	170
医療事務系 (04 医療事務分野)	30	30	20	15	0	0	15	15	15	15	15	0	170
その他 (02.04.05.11以外の分野)	120	120	80	60	40	20	60	40	40	35	35	31	681
【共通】(年間)	85												85
													2,617

- 基礎コースの新規参入枠は、定員の30%ですが、30%が20人未満の場合は20人とします。ただし、実績枠が20人を下回らない人数を上限とします。
- 令和4年7月開講分から「情報系」を「デジタル系」に変更し、IT分野とデザイン分野のうちWEBデザイン系コースを加えることといたしました。
- 実践コース実績枠に分野を限定しない【共通】を設けます。
- 実践コースで定員枠を越えた申請があった場合は、【共通】を使用し認定されることもあります。
- 実践コースの【共通】は年間で「85人」の枠とします。当該月の【共通】のうち30%までを新規参入枠に流用できます。※分野での設定は「0」であっても申請は可能です。※他の分野で余剰定員が発生した場合は、申請する運やの定員枠を超えて認定される場合があります。

2. 令和5年度新規参入枠

認定割合	
基礎コース	30%
実践コース (各分野(【共通】を除く)定員数の合計に対する割合)	30%

3. 選定について

- 選定点数の高い機関から順番で選定します。
- 定員枠の優先順位は、1)就職氷河期世代対策枠、2)地域枠、3)新規参入枠、4)実績枠です。
- 実績枠の定員に残が生じた場合は、新規枠に振り替える可能性があります。
- 新規枠の定員に残が生じた場合は、実績枠に振り替える可能性があります。

4. 地域枠について

神奈川県の実績において県西地区における訓練コースの設定が不足していることから、求人ニーズ等に応じたより効果的な訓練の設定に資するという目的から地域枠を設けています。神奈川県県西地区において訓練の実施が可能な場合に申請してください。

- 定員数は当該コースの定員数の内数とします。申請がない月はその定員を当該コースの枠に振り替えます。

5. 就職氷河期世代支援枠について

いわゆる就職氷河期世代の方のうち、不安定な就労に就いている方や安定した職業生活をを目指す方を支援する目的から、氷河期世代対策枠を設けています。

「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づき、下記いずれかによるコース設定の要件緩和を活用して訓練が実施可能な場合に申請してください。

・訓練期間の下限緩和を利用する(あらかじめ指定された就職に直結する資格を取得可能なコースについて、2か月間の実践コースを実施する)。

・訓練時間の特例措置を利用する(ハローワークが必要性を認めた在職者等を対象とした訓練コースを設定し、訓練時間の特例措置により1日当たり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とする)。

- 定員数は実践コースの各分野の定員数の内数とします。申請がない月はその定員を当該コースの枠に振り替えます。※適用される訓練の受講対象者は、就職氷河期世代に限定するものではありません。

【ご注意】

- 令和5年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更の可能性があります。
- 申請が特定の分野に極端に偏った場合等は、労働局と機構で協議のうえ定員枠を調整することがあります。